

【この資料について】

この資料は、令和3年度大学入学共通テストにおける「受験上の配慮案内」の公表前に、一部の内容について、先行してお知らせするものです。「受験上の配慮案内」は、7月中に公表を予定していますので、受験上の配慮を申請する場合は、必ず「受験上の配慮案内」を確認してください。

受験上の配慮事項

大学入学共通テストにおける主な受験上の配慮事項は、下表のとおりです。これらの配慮事項は、障害等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて、申請することができます。

また、複数の配慮事項を申請することや、下表に記載がない配慮事項を申請することもできます。

配慮の種別	主な配慮事項	掲載ページ
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答 (試験時間を1.5倍に延長)	2
	文字解答 (試験時間を1.3倍に延長 又は 延長なし)	2
	チェック解答 (試験時間を1.3倍に延長 又は 延長なし)	4・5
	代筆解答 (試験時間を1.3倍(科目によっては1.5倍)に延長 又は 延長なし)	4
	上記のほか、マークシート解答においても試験時間を1.3倍に延長する場合があります。	4・5
試験室や座席に関する配慮	1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験	4・5
	洋式トイレ又は障害者用(多目的)トイレに近い試験室で受験	4・5
	窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定	2~5
	別室の設定	2~5
持参して使用するものに関する配慮	拡大鏡等の持参使用(拡大読書器を含む。)	2
	照明器具の持参使用	2
	補聴器又は人工内耳の装用(コードを含む。)	3
	特製机・椅子の持参使用	4
	車椅子の持参使用	4
	杖の持参使用	4・5
その他の配慮	拡大文字問題冊子(14ポイント・22ポイント)の配付	2・5
	照明器具の試験場側での準備	2
	手話通訳士等の配置	3
	注意事項等の文書による伝達	3・5
	リスニングの免除	3
	リスニングにおける音声聴取の方法の変更	2~5
	試験場への乗用車での入構	2・4・5
	試験室入口までの付添者の同伴	2・4・5
	介助者の配置	4
	特製机・椅子の試験場側での準備	4

【備考】

上表に記載がない配慮事項を申請する場合は、具体的な配慮内容を受験上の配慮申請書に記入してください。

【上表に記載がない配慮事項の例】

「最後列」「試験室正面に向かって左側」「直射日光が当たらない」などの座席の指定、試験時間中の薬の服用、吸入器の持参使用、シールや付箋紙の持参使用、人による問題文等の読み上げ、パソコン(タブレット端末を含む。)の利用 など

なお、人による問題文等の読み上げ、パソコン(タブレット端末を含む。)の利用やこのページに記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター(TEL:03-3465-8600)に相談してください。

受験上の配慮内容

以下の【ア】～【カ】の区分を参考に、受験上の配慮事項及び申請書類等を確認してください。（【ア】～【オ】の区分に該当しない場合は、「【カ】その他の配慮事項」の区分を参照してください。）

なお、各区分に記載している「全ての科目において配慮する事項（例）」及び「リスニングにおいて配慮する事項（例）」は、各区分の代表的な配慮事項の例です。「受験上の配慮事項」（→1 ページ）も併せて参照し、必要な配慮事項を申請してください。

【申請書類について】
 「受験上の配慮申請書」「診断書」「状況報告書」の様式は、7月中旬に公表する令和3年度大学入学共通テストの「受験上の配慮案内」として掲載してあります。
 公表後は、大学入試センターのホームページからダウンロードして入手することができます。

【ア】視覚に関する配慮事項（「受験上の配慮事項」（→1 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）					リスニングにおいて配慮する事項（例）			必要な申請書類	
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	左記以外で配慮する事項（例）	試験時間	音声聴取の方法			
点字による教育を受けている者	点字解答（注2）	1.5 倍に延長	別室	<ul style="list-style-type: none"> 点字問題冊子（注5） 点字用解答用紙 下書き用紙 	<ul style="list-style-type: none"> 試験室入口までの付添者の同伴 試験場への乗用車での入構 	右のどちらか一方を選択（注7）	<ul style="list-style-type: none"> 1.5 倍に延長（連続方式） 1.5 倍に延長（音止め方式） 	CD プレーヤー（監督者が操作）	ヘッドホン（注9）	<ul style="list-style-type: none"> 受験上の配慮申請書 診断書（視覚障害関係） ※「診断書（視覚障害関係）」に代えて、「校長による点字学習の証明」（任意の様式）でも可能です。
①両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者	文字解答（注3）	1.3 倍に延長（注4）	別室	<ul style="list-style-type: none"> 文字解答用紙 下書き用紙（数学・理科のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 試験室入口までの付添者の同伴 試験場への乗用車での入構 拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付（一般問題冊子も配付） 拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付（一般問題冊子も配付） 試験室：別室（注6）	右のどちらか一方を選択（注7）	1.3 倍に延長（連続方式）	IC プレーヤー（注8）（受験者自身が操作）		<ul style="list-style-type: none"> 受験上の配慮申請書 診断書（視覚障害関係） 状況報告書（試験時間延長（1.3 倍））
②視力以外の視機能障害（注1）が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者							1.3 倍に延長（音止め方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）		
③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者		延長なし			<ul style="list-style-type: none"> 拡大鏡等の持参使用（拡大読書器を含む。） 	延長なし		IC プレーヤー（注8）（受験者自身が操作）	<ul style="list-style-type: none"> 受験上の配慮申請書 診断書（視覚障害関係） 	
上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者					<ul style="list-style-type: none"> 窓側の明るい座席を指定 照明器具の持参使用又は試験場側での準備 					

（注1） 視野狭窄（しやきょうさく）のような視野障害、明るいところがまぶしく感じたり、暗いところが見えにくい明暗順応の障害、眼球が自分の意思とは関係なく動いたり揺れたりする眼球振盪（がんきゅうしんとう）（眼振（がんしん））などが該当します。

（注2） 試験問題冊子は、点字問題冊子です。また、解答に必要な点字器等（定規、コンパス、そろばん（盲人用又は一般用）を含む。）は、志願者が持参してください。点字器（パーキンスプレイヤー等）は解答用のほか、下書き用を含め複数台持参し使用することができます。なお、点字解答を希望する場合は、受験科目を、受験上の配慮申請書で選択してください。

（注3） 文字解答とは、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入する解答方法です。なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

（注4） 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書に記入するとともに、「診断書（視覚障害関係）」、「状況報告書（試験時間延長（1.3倍））」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

（注5） 「英語（リーディング）」及び「英語（リスニング）」の点字問題冊子については、統一英語点字（Unified English Braille: UEB）による表記となります。

（注6） 拡大文字問題冊子（22ポイント）を配付する者の試験室は別室となります。なお、拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付を希望する場合は、受験科目を、受験上の配慮申請書で選択してください。

（注7） 延長方式は、申請後は変更できません。

（注8） ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

（注9） ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、その旨を受験上の配慮申請書に記入してください。

【申請書類について】

「受験上の配慮申請書」「診断書」「状況報告書」の様式は、7月中に公表する令和3年度大学入学共通テストの「受験上の配慮案内」と同じ込んであります。

公表後は、大学入試センターのホームページからダウンロードして入手することができます。

【イ】聴覚に関する配慮事項（「受験上の配慮事項」（→1ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）	リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
①両耳の平均聴力レベル（注1）が60デシベル以上の者	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達（注2）（両耳の平均聴力レベル（注1）が原則として60デシベル以上の者） 注意事項等の文書による伝達（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> 両耳の平均聴力レベル（注1）が原則として60デシベル以上の重度難聴者等で、リスニングを受験することが困難な者 リスニングの免除（注4） 	<ul style="list-style-type: none"> 受験上の配慮申請書 診断書（聴覚障害関係）
②上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> 座席を前列に指定 補聴器又は人工内耳の装用（注3） 	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の者 音声聴取の方法（注5） 試験室：一般受験者と同室 	<ul style="list-style-type: none"> ※リスニングの免除を申請する場合は、状況報告書（リスニング免除）も併せて必要になります。

（注1） 「両耳の平均聴力レベル」とは、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルであることを意味します。

（注2） 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

（注3） FM電波等の受信機能がある場合は、その受信機能のスイッチを切って使用してください。

（注4） リスニングを免除した者については、大学入試センターから、英語のリーディングの成績とリスニングを免除した旨の情報を大学へ提供します。

（注5） 音声聴取の方法については、ICプレーヤー付属のイヤホンを使用する方法に代えて、以下の方法を申請することもできます。その場合は、**受験上の配慮申請書で、希望する音声聴取の方法を選択してください。**

- イヤホン又はヘッドホンの持参使用（Bluetooth等の無線通信機能は使用できません。）
- CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式（別室）
- 補聴器を外してイヤホンを使用
- 補聴器又は人工内耳のコネクタに持参したコードを接続
- ヘッドホンの貸与

なお、リスニングの音声は、左右とも同一の音声モノラルで流れます。

難聴や耳鳴等により片耳用のイヤホンの使用を希望する場合は、「イヤホン又はヘッドホンの持参使用」を選択してください。

【申請書類について】

「受験上の配慮申請書」「診断書」「状況報告書」の様式は、7月中旬に公表する令和3年度大学入学共通テストの「受験上の配慮案内」と同じ込んであります。

公表後は、大学入試センターのホームページからダウンロードして入手することができます。

【ウ】 肢体不自由に関する配慮事項（「受験上の配慮事項」（→1 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）					リスニングにおいて配慮する事項（例）				必要な申請書類
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意又は配慮されるもの	左記以外で配慮する事項（例）	試験時間		音声聴取の方法		
① 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	チェック解答 (注1)	1.3 倍に延長 (注2・3)	別室	・チェック解答用紙 ・下書き用紙 (数学・理科のみ)	・介助者の配置(注6) ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・洋式トイレ又は障害者用(多目的)トイレに近い試験室で受験 ・特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備(注7) ・車椅子の持参使用(注7) ・杖の持参使用(注8) ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構	右のどちらか一方を選択(注9)	1.3 倍に延長 (連続方式)	IC プレーヤー(注10) (受験者自身が操作)	ヘッドホン (注11)	・受験上の配慮申請書 ・診断書(肢体不自由関係)(注12) ・状況報告書(試験時間延長(1.3倍))
1.3 倍に延長 (音止め方式)							CD プレーヤー (監督者が操作)			
② 両上肢の機能障害が著しい者		延長なし				延長なし		IC プレーヤー(注10) (受験者自身が操作)		
③ 上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者	代筆解答 (注4)	1.3 倍に延長 (科目によっては、1.5 倍に延長) (注5)	別室	・代筆者 ・問題冊子2冊 (受験者用)	・車椅子の持参使用(注7) ・杖の持参使用(注8) ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構	右のどちらか一方を選択(注9)	1.3 倍に延長 (連続方式)	CD プレーヤー (監督者が操作)	CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式 (注11)	・受験上の配慮申請書 ・診断書(肢体不自由関係) ・状況報告書(代筆解答)
体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、チェック解答が不可能な者		延長なし					延長なし			
上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者										・受験上の配慮申請書 ・診断書(肢体不自由関係)

(注1) チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

(注2) 試験時間の延長(1.3倍)でマークシートによる解答方法を希望する場合は、その旨を受験上の配慮申請書に記入してください。また、リスニングの延長方式(連続方式又は音止め方式)も併せて記入してください。

(注3) 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書に記入するとともに、「診断書(肢体不自由関係)」、「状況報告書(試験時間延長(1.3倍))」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料(任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの)を提出してください。(具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。)

(注4) 代筆解答とは、受験者が問題番号と解答を口頭等で伝え、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。

なお、代筆解答では、受験者が発言した解答内容等を記録するために、全ての試験時間において、録音を行います。録音したデータは、解答内容の確認等の業務以外の目的で使用することはありません。

代筆解答に該当する者が、解答手段として機器(音声出力による意思伝達装置、パソコン等)の持参使用を希望する場合は、審査の上、使用方法を制限して許可することがあります。

代筆解答を希望する場合は、受験科目を、受験上の配慮申請書で選択してください。

(注5) 代筆解答で試験時間延長(1.3倍)に該当する者は、意思伝達に著しく時間を要すると認められる者です。ただし、数学(簿記・会計、情報関係基礎を含む)は、試験時間が1.5倍となります。

なお、数学以外の教科・科目でも1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書に記入するとともに、「診断書(肢体不自由関係)」、「状況報告書(代筆解答)」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料(任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの)を提出してください。(具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。)

(注6) 介助者とは、特別支援学校の教員等で、試験時間中における受験者の姿勢の変換やトイレ介助などの専門的な介助を行う者のことです。監督者等でも行うことができるような簡易的な介助を行う者ではありません。

(注7) 特製机・椅子の持参使用、特製机・椅子の試験場側での準備又は車椅子の持参使用を希望する場合は、希望する特製机・椅子や車椅子の規格等を受験上の配慮申請書に記入してください。

(注8) 杖の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書の提出は必要となりますが、医師の診断書の提出は必要ありません。

(注9) 延長方式は、申請後は変更できません。

(注10) ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

(注11) ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、その旨を受験上の配慮申請書に記入してください。

(注12) 上肢の機能障害により、「チェック解答」、「試験時間延長(1.3倍)」を希望する場合は、診察の際に、医師の指示に従い、志願者が診断書に氏名を自署する必要があります。書字能力の程度を、大学入試センターにおける審査の参考とします。

【申請書類について】

「受験上の配慮申請書」「診断書」「状況報告書」の様式は、7月中に公表する令和3年度大学入学共通テストの「受験上の配慮案内」にとじ込んであります。公表後は、大学入試センターのホームページからダウンロードして入手することができます。

【エ】 病弱に関する配慮事項（「受験上の配慮事項」(→1ページ)も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）	リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・杖の持参使用（注1） ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構 ・別室の設定（注2） ・トイレに近い試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 		<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書 ・診断書（病弱関係・その他）（注1・2） ※別室での受験を希望する場合 状況報告書（別室の設定） も併せて提出

【オ】 発達障害に関する配慮事項（「受験上の配慮事項」(→1ページ)も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）	リスニングにおいて配慮する事項（例）		必要な申請書類	
		試験時間	音声聴取の方法		
学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長（1.3倍）（注3） ・チェック解答（注4） ・拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付（一般問題冊子も配付） ・拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付（一般問題冊子も配付）（注5） ・注意事項等の文書による伝達（注6） ・別室の設定（注2） ・試験室入口までの付添者の同伴 	右のどちらか一方を選択（注7）	1.3倍に延長（連続方式）	ICプレーヤー（受験者自身が操作）（注8）にヘッドホンを接続（注9）	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書 ・診断書（発達障害関係） ・状況報告書（発達障害関係）
			1.3倍に延長（音止め方式）	CDプレーヤー（監督者が操作）にヘッドホンを接続（注9）	
		延長なし	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック解答を希望する者 ICプレーヤー（受験者自身が操作）（注8）にヘッドホンを接続（注9） ・上記以外の者 ICプレーヤーにイヤホンを接続 		

【カ】 その他の配慮事項（【ア】～【オ】の区分以外の者）（「受験上の配慮事項」(→1ページ)も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）	リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
【ア】～【オ】の区分以外の者で配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレに近い試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の設定（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・途中退室を必要とするため、音声を一時停止することを希望する者 音声聴取の方法：CDプレーヤーにイヤホンを接続 試験室：リスニングのみ別室 ※ 途中退室する場合は、その都度監督者が再生を止めますが、途中退室した時間の延長は認めません。	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書 ・診断書（病弱関係・その他）（注1・2） ※別室での受験を希望する場合 状況報告書（別室の設定） も併せて提出

（注1） 杖の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書の提出は必要となりますが、医師の診断書の提出は必要ありません。

（注2） 別室については、受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。
 なお、特に個室（試験室に受験者1名）を希望する場合は、その旨を受験上の配慮申請書に記入した上で、必要とする理由を「状況報告書（別室の設定）」又は「状況報告書（発達障害関係）」に詳しく記入してください。大学入試センターが必要と判断した場合には個室とします。

（注3） 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書に記入するとともに、「診断書（発達障害関係）」、「状況報告書（発達障害関係）」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

（注4） チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。
 なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

（注5） 拡大文字問題冊子（22ポイント）を配付する者の試験室は別室となります。
 なお、拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付を希望する場合は、**受験科目を、受験上の配慮申請書で選択してください。**

（注6） 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

（注7） 延長方式は、申請後は変更できません。

（注8） ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

（注9） ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、その旨を受験上の配慮申請書に記入してください。